

鹿沼市犬猫不妊手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する犬猫不妊手術費助成金(以下「助成金」という。)については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、飼い犬または飼い猫(以下「飼い犬等」という。)の不妊手術(以下「手術」という。)に要する経費の一部を助成することにより、飼い犬等がみだりに繁殖して、適正な飼養を受けることなく不当に捨てられることによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 販売を目的としない雌の飼い犬等の所有者であること
- (3) 獣医師により、飼い犬等の手術を受けた者
- (4) 犬の所有者にあつては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定による登録をし、助成対象年度の狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票の交付を受けた者
- (5) 世帯全員が市税等の滞納が無いこと

(助成金の額及び交付の制限)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

区 分	犬	猫
不 妊 手 術	1頭につき 5,000円	1頭につき 4,000円

2 助成金の交付は、当該年度において、1世帯当たり2頭までとする。

(交付の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、手術を行った日から原則として1ヵ月以内に、鹿沼市犬猫不妊手術費助成金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 手術を行った獣医師が発行した領収書の原本または写し
- (2) 世帯員全員の記載がされた市税の完納証明書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。